

守りたい、子どもの笑顔と地域の未来

こども食堂応援定期貯金

# ほのかなみのり

地域のこどもたちの暮らしを支える  
こども食堂応援定期貯金「ほのかなみのり」。

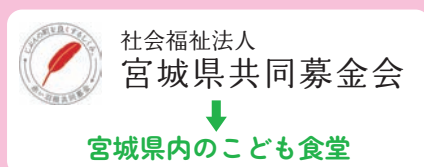
お客様の負担なしで  
こども食堂を応援できます。

寄付金は、宮城県内のこども食堂の運営支援に活用されます。

当JAから宮城県内のこども食堂の運営支援を目的に、宮城県共同募金会へ寄付いたします。(翌年の2月以降を予定) スーパー定期貯金(1年)と普通貯金の金利差分の利息相当額を寄付金額といたします。



お客さま



※厳正な審査により、活動資金を必要とする宮城県内のこども食堂に助成されます。

## 適用金利

- 預入時の普通貯金の店頭表示金利を満期日まで適用します。本定期貯金は、当JAから寄付先への寄付についてご賛同いただき、スーパー定期貯金(1年)と異なる個別の利率でのお取扱いとなります。
  - 店頭表示金利は、JAごとに異なりますので、お近くのJAへお問い合わせください。
  - 自動継続の場合には、原則として自動継続時の普通貯金の店頭表示金利を当該満期日まで適用します。
- [計算方法] 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。  
[税金] 個人のお客さまは20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。

商品名	こども食堂応援定期貯金 ほのかなみのり
ご利用いただける方	個人、法人(団体を含む)のお客さま
預入方法	一括預入 ※窓口でのお取扱いのみとなります。
預入期間	1年(自動継続可能)
預入金額	1円以上(1円単位)
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。

※中途解約の場合には、所定の中途解約利率が適用されます。 ※金利情勢等により、予告なく本定期貯金のお取扱いを中止させていただく場合があります。  
※店頭にて説明書をご用意しております。 ※当JAからの寄付となるため、寄付金の領収書は発行いたしません。 ※2025年1月1日基準



商品の詳しい内容等は、JA窓口へお問い合わせください。

- JA仙台 022-236-2425 ■JA名取岩沼 022-384-5112 ■JAみやぎ登米 0220-23-8571 ■JA加美よつば 0229-66-1222 ■JAいしのまき 0225-22-1110
- JA岩沼市 0223-22-1256 ■JAみやぎ亘理 0223-34-4447 ■JA古川 0229-23-6515 ■JA新みやぎ 0228-25-9010 ■JAみやぎ仙南 0224-55-1688

※JA仙台、JA岩沼市、JA名取岩沼、JAみやぎ亘理は2025年4月1日をもって合併する予定につき、2025年4月1日以降は存続JAであるJA仙台へお問い合わせください。



その他貯金・ローン商品等も取扱っております。  
<https://miyagi.jabank.org/>

守りたい、子どもの笑顔と地域の未来

こども食堂応援定期貯金

# ほのかなみのり

商品名	こども食堂応援定期貯金 ほのかなみのり
ご利用いただける方	個人、法人(団体を含む)のお客さま
預入方法	一括預入 ※窓口でのお取扱いのみとなります。
預入期間	1年(自動継続可能)
預入金額	1円以上(1円単位)
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
適用金利	<ul style="list-style-type: none"><li>● 預入時の普通貯金の店頭表示金利を満期日まで適用します。本定期貯金は、当JAから寄付先への寄付についてご賛同いただき、スーパー定期貯金(1年)と異なる個別の利率でのお取扱いとなります。</li><li>● 店頭表示金利は、JAごとに異なりますので、お近くのJAへお問い合わせください。</li><li>● 自動継続の場合には、原則として自動継続時の普通貯金の店頭表示金利を当該満期日まで適用します。</li></ul> <p>※なお、金利情勢が大幅に変動した場合は、本商品の新規預入を停止する場合があります。 [計算方法]付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 [税金]個人のお客さまは20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税、法人のお客さまは総合課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。</p>
中途解約時の取扱い	満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 1年未満の場合…約定利率×50%
貯金保険制度(公的制度)	保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"><li>● 個人の自動継続扱いのものは、総合口座の担保に組入れできます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率)</li><li>● 個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。</li><li>● 個人のお客さまは通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。</li></ul>
寄付金の取扱い	<ul style="list-style-type: none"><li>● スーパー定期貯金(1年)と普通貯金の金利差分の利息相当額を寄付金額として、当JAから寄付します。</li></ul> <p>〈寄付金の計算方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 寄付金の集計期間は、原則として、毎年1月から12月末日までとします。</li><li>● 本定期貯金の月単位の平均残高をもとに、スーパー定期貯金(1年)と普通貯金の金利差分の利息相当額を算出し、12か月の合計を寄付金額とします。</li><li>● 1月～6月の各月の利息相当額の算出には、1月1日時点のスーパー定期貯金(1年)と普通貯金の金利差分を適用いたします。7月～12月の各月の利息相当額の算出は、7月1日時点のスーパー定期貯金(1年)と普通貯金の金利差分を適用いたします。</li></ul> <p>〈寄付金の贈呈〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 集計期間の翌年2月以降に寄付先に贈呈いたします。</li><li>● 寄付金は宮城県内のこども食堂の運営支援に活用されます。</li></ul> <p>※寄付金の領収書は発行しません。 ※金利情勢が大幅に変動した場合は、寄付金の計算方法を変更する場合があります。 ※毎年の寄付実績は、JAバンク宮城ホームページ等に掲載いたします。</p>
その他参考となる事項	満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

商品の詳しい内容等は、JA窓口へお問い合わせください。